

京都市火災予防条例第 17 条第 1 項の規定に基づく避雷設備の位置及び構造に関する日本産業規格の指定

(制 定 平成 4 年 8 月 6 日京都市消防局告示第 4 号)

(最終改正 令和 7 年 3 月 3 日京都市消防局告示第 16 号)

京都市火災予防条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、避雷設備の位置及び構造に関する日本産業規格を令和 7 年 4 月 1 日から次のとおり指定します。

J I S Z 9 2 9 0 - 3 (雷保護一第 3 部：建築物等への物的損傷及び人命の危険)

なお、令和 7 年 4 月 1 日に現に設置されている避雷設備又は令和 8 年 3 月 31 日までにその工事に着手する避雷設備のうち、この告示で指定する日本産業規格に適合しない避雷設備については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。